

令和3年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和3年 3月16日（火） 9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江 寿	6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一
2番	村上 謙武	7番	池田 賢治	13番	米澤 壽重
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	14番	遠藤 義光
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	15番	池田 信博
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春	16番	福田 晃

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	宇野 慎一
副 町 長	大庭 孝久	上下水道課長	村上 和久
教 育 長	野津 浩一	建設課長	田中文男
代表監査委員	嶽野 正弘	施設管理課長	大西洋 二
総務課長	佐々木 千明	危機管理室長	齋藤 和幸
会計管理者	藤川 芳人	水産振興室長	砂本 進
財政課長	石田 寛弥	都市計画推進室長	石田 傑
税務課長	濱田 勉	総務学校教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 理恵子	社会教育課長	野津 千秋
福祉課長	中林 眞	布施支所長	竹本 久
保健課長	井上 朋張	五箇支所長	灘 進
環境課長	原 秀人	都万支所長	高梨 勇光
商工観光課長	鳥井 登	中出張所長	村上 克樹
農林水産課長	河北 尚夫	中央公民館長	金坂 賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	山根 淳	事務局長補佐	山本 幸子
--------	------	--------	-------

## 1. 議員提出議案の題目

発委第1号 「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例」

### 議事の経過

#### ○議長（米澤 壽重）

ただ今から本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告                    9時30分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催します。

（ 本会議休憩宣告                9時30分 ）

（ 全員協議会開会宣告            9時30分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告          10時25分 ）

（ 本会議再開宣告                10時25分 ）

#### 日 程 第 1. 委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会の審査に付した町長提出議案の、議第7号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」から議第42号「物品購入変更契約の締結について〔学習者用タブレット端末購入〕」までの36議案、及び継続審査となっている各常任委員会、特別委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

はじめに、総務教育民生常任委員会：12番 高宮 陽一 委員長

#### ○12番（高宮 陽一）

総務教育民生常任委員会の報告を行います。

委員会は、議会閉会中の2月15日、24日、25日、3月1日、会期中の3月11日、15日に開催し、今定例会で付託されました案件並びに調査事項について審査しましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

付託案件は、議第7号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」のほか、「条例の一部改正、廃止」など10件、議第29号「令和3年度隠岐の島町一般会計予算」のほか、議

第30号「令和3年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」などの特別会計予算を含め10件と、議第42号「物品購入変更契約の締結について〔学習者用タブレット端末購入〕」1件、計21件であります。

はじめに、審査の結果についてであります。付託されました21件については、全て全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、審査における主な意見や指摘事項について申し上げます。

まず、一般会計予算についてであります。

「総務費」の人事管理事務事業では、新規事業として人事管理上の公正・公平な基礎資料として活用し人材育成及び職場環境の改善を図るため、人事評価システム導入事業費448万2,000円が計上されています。

委員から、「人事評価は、担当者の目線を統一して実施すれば、高額なシステムまで導入する必要はないのではないか。職員で出来るのではないか。」との質問があり、執行部から詳細な説明を求めました。

今回の人事評価システム導入は、4か年計画で行うものであり、令和3年度はシステム構築の委託料・アドバイザー委託料・保守料を含め448万2,000円、令和4年度から令和6年度にはアドバイザー委託料・保守料を含め829万8,000円を見込み、全体の事業規模は1,278万円の計画であるとの説明がありました。

委員からは、「人事評価にそんなにまで税金を投入する必要はあるのか。」等の質疑があり、執行部からは、「現在は、評価記録を紙媒体で行っているが評価書の管理が大変であり、システム化することで労力も削減される。」との答弁がありました。

現在、本町の情報処理システムの維持管理費は約1億1,500万円余りとなっており、今後ますます増加することが予想されます。今、地方自治体ではAIの導入など、IT化がどんどん進んでいる状況でもあり、導入に当たっては出来るだけ経費節減に努めると共に、人材育成にも努力するよう指摘いたしました。

次に、「教育費」のジオパーク推進事業であります。

隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会への法令外負担金3,481万4,000円について、委員から、「協議会の現状と負担金の使途はどうなっているのか。」との質疑があり、ジオパーク推進協議会の野邊事務局長に出席を求め、ジオパーク推進協議会の体制・事業計画・予算等について詳細に説明を受け、理解を深めたところであります。

隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会は、令和2年4月1日に「一般社団法人」として

再出発した組織であり、隠岐ユネスコ世界ジオパークを活用した観光を基軸とする地域振興に努力していますが、令和3年度中に「隠岐島観光協会」を吸収合併することとなります。

事業計画では、令和3年度「ユネスコ世界ジオパーク」の再認定が行われる予定であり、これまでの4年間の活動成果と、次の4年間の具体的な取り組みを示すため準備を進めるとのことです。

予算面では、令和3年度法令外負担金は、隠岐の島町3,481万4,000円、西ノ島町825万4,000円、海士町670万9,000円、知夫村272万9,000円で、町村負担の総額は、5,250万円であり、予算総額は、県補助金・指定管理料・受託金等を含め8,504万6,000円です。

委員から、「ジオパーク推進協議会が隠岐島観光協会を吸収合併というのは本末転倒ではないか。観光協会が、ジオパークを活用して観光振興を図るべきではないか。」との意見があり、野邊事務局長からも「まったく、その通りです。」との答弁もありました。

当委員会としても、観光協会が、ジオパークを活用して観光振興を図るべきであり、資料の中の組織概要に「令和3年度中に隠岐島観光協会を吸収合併する」と記載されていること自体、ジオパーク推進協議会の中にそのような意識がある表れであり、島観光協会・町観光協会も含め、意識改革・体制強化をして観光振興を図るべきであることを提言しておきたいと思えます。

次に、条例の一部改正・廃止についてです。

条例の一部改正は、行政ニーズに効率的かつ機能的に対応するための行政組織機構の改編を行うもの、組織改編に伴い関係条文を一部改正するもの、法改正によるもの、基金の初期の目的を達成して条例を廃止するものであり、特に意見・指摘事項等はありませんでした。

次に、所管の調査事項についてです。

本町の「中期財政計画」については、令和3年第1回臨時会終了後の全員協議会で説明がありました。

この計画は、令和2年度から令和6年度までの計画が示されたものですが、委員から計画と予算との相違、公債費比率、町民への公表・周知等について質問があり、担当者から説明を求めました。

まず、「計画は5年でなく、10年程度の計画にすべきではないか。」との質問には、担当者からは、「合併当時からは10年としていたが、指導により5年とした。」との答弁がありました。

更に、「計画と予算が大きく違っている。ちなみに、令和3年度の計画は165億円となっているが、提案されている当初予算は172億円となっている。どういうことか。」との質問があり、担当者からは、「コロナ感染症対策や災害関係で増額となった。」との説明がありました。

次に、「公債費比率が上がる傾向にあるが大丈夫か。」との質問には、「総合振興計画により予算編成を進めるが、事業の見直し等も行いながら対応する。」また、町民への公表についても、「わかりやすい方法で公表したい。」との答弁がありました。

当委員会としても、計画は変更もあり得ることであり、計画と予算が大きく異なれば、その理由をきちんと説明すべきであり、公表についても速やかにするよう指摘いたしました。

最後に、本町の各種計画であります。通常業務に追われ、計画策定・見直しに着手する時期が余りにも遅すぎるのではないかと思います。あと半年早く着手し、遅くとも12月までにはパブリックコメント等も終わり、12月議会では全体計画が説明できる体制が必要と思いますので、執行部においてもしっかりと対応していただくことをお願いしたいと思います。

#### ○議長（米澤 壽重）

次に、産業建設常任委員会：6番 西尾 幸太郎 委員長

#### ○6番（西尾 幸太郎）

それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会は、議会閉会中の2月24日、25日、3月1日、会期中の3月11日、12日、15日の6日間開催し、今定例会で付託されました案件並びに調査事項について審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

付託案件は、議第29号「令和3年度隠岐の島町一般会計予算」及び、各特別会計予算など3件と、議第12号「隠岐の島町漁港設置及び管理条例の一部を改正する条例」など条例の一部改正、制定など6件、議第23号「隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について」など3件、議第26号「工事請負変更契約の締結について〔島後清掃センターごみ受入設備建築工事〕」など3件、継続審査としておりました要望第1号「産業廃棄物処理施設整備事業の財政支援について」1件の計17件であります。

はじめに、審査の結果について、付託された議案については、全て全会一致で「可決すべし」といたしました。また継続審査としておりました要望第1号「産業廃棄物処理施設整備事業の財政支援について」は、全会一致で「趣旨採択すべし」といたしました。

次に、審査における主な意見や指摘事項について申し上げます。

まずは、議第29号「令和3年度隠岐の島町一般会計予算」のうち、地域おこし協力隊活動

費全般について、委員から活動費については幅広い目的に使えるとはいえ担当課として指導が必要などころがあるのではないかと、地域ニーズと地域おこし協力隊の募集要項がマッチングしていないのではないかと等の意見がありました。

担当課からはこれまでは都会から本町へ人の流れを作る目的で、役場目線でのミッションになっていたかもしれない。次年度の募集については、改めて検討したいとの答弁がありました。

委員会としては、地域ニーズや町の課題解決に結びつくような募集方法を取るよう指摘いたしました。

次に、「水産業振興費」の離島漁業再生支援交付金について、委員からさまざまな問題点について指摘がありました。あくまで交付金であり、その使途については漁業集落内で議論すべきではありますが、町からの財源も2,600万円近く出ており、担当の水産振興室は漁業集落の事務局を担当する立場はあるものの、交付金を交付する指導的役割もあることから、本町の水産振興の未来にこの交付金が活用されるよう、交付団体とのさらなる意思疎通を行うよう指摘いたしました。

次に、「観光振興費」の観光振興事業「隠岐の島ウルトラマラソン開催補助金」について、現在6月の開催に向けて募集などの準備が行われていますが、コロナ禍の影響で募集人数を制限するなどの対応を余儀なくされており、また開催について不安を感じている町民も少なからずいます。委員からも、4月末日までに開催の可否を判断するとしているが、慎重に判断すべきではとの意見もありました。委員会では、募集人数の制限により、これまで連続参加していただいて今回参加出来なかったランナーの方々や、ウルトラマラソン開催に不安を感じている町民の方々へ丁寧な対応をするよう指摘いたしました。

次に、継続審査としていた要望第1号「産業廃棄物処理施設整備事業の財政支援について」、6月議会に要望書が提出された際に検討資料の提出を要求していましたが、3月1日に要望者である株式会社クリーンから事業内容に関する資料が当委員会に提出され、事業内容等に関するヒアリングを同日行いました。本町における産業廃棄物処理施設の必要性は理解するものの、周辺住民の処理品目の拡大に対する理解状況、私企業への助成に対する公平性、及び助成する場合の財源などの調査をする必要がありますが、現体制の委員会での調査期間が無いことから、全会一致で「趣旨採択とすべし」といたしました。

また、所管の調査事項は議会閉会中も引き続き、調査研究をいたします。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

## ○議長（米澤壽重）

次に、広報広聴常任委員会：1番 大江 寿 委員長

## ○1番（大江 寿）

広報広聴常任委員会の報告を行います。

「チアフル&スピーディー」を委員会スローガンに掲げ、年4回の議会広報編集・発行と町民との広聴活動に取り組んでまいりました。

まず、広聴活動では、「未来に向けたスモールミーティング」として、西町愛の橋周辺住民との懇談を一昨年夏に行いました。しかし、その後スケジュールの都合や新型コロナ感染拡大防止の影響で、広聴活動に取り組むことができませんでした。

今回の反省点を踏まえ、広聴活動には念入りな事前調査・段取りが必要なことや、必ずテーマを絞ることなど今後の課題を委員会で検討いたしました。

一方、議会広報では研修にも参加し、「入りやすさ、読みやすさ」を学んで「色」「文字の形」にもこだわってみました。実験的にいろいろやってみたところ、現在の形で落ち着きました。

そして、今委員会初めての特集記事にも取り組みました。令和2年「秋号」にて「日記議会の議会日記」と題し、旧西郷町役場竣工時の町議会、旧庁舎での最後の議会を特集いたしました。当時、一町三村を支えておられた皆さまに敬意を表し編集いたしました。なかでも、元西郷町町長 村上好一氏から当時の思い出に関するコメントがいただけたことは感激でした。この「秋号」は委員会として、大変勉強になった議会広報でした。

今後の課題ですが、数字やアルファベットが増え、文字を縦に読むことから横に読む方が多くなってきた時代になってきています。近年では、広報を横読みに変えてきている自治体も増えてきています。そろそろ考え時かも知れません。それも頭に入れながら、これからも「入りやすさ、読みやすさ」をモットーに、皆さまに目を通していただける広報に取り組めます。

本年4月末日をもって任期が満了となり新たな体制になりますが、議会の広報・広聴のあり方について発展的な議論をされることを期待いたします。

以上で、広報広聴常任委員会の報告を終わります。

## ○議長（米澤壽重）

次に、竹島対策特別委員会：16番 福田 晃 委員長

## ○16番（福田 晃）

竹島対策特別委員会より、最終報告を行います。

当委員会は議会会期中の3月8日に委員会を開催し、竹島対策室から12月以降の竹島を取り巻く情勢、活動状況や3月中に実施予定の事業の報告を受けた後、意見交換をいたしましたので報告いたします。

例年2月初期に行っていた「竹島領土権確立隠岐期成同盟会」による東京での要望活動は、コロナ感染症防止のため中止となりました。

2月22日には16回目を迎えた「竹島の日」記念式典及び竹島・北方領土返還要求運動の県民大会が、島根県民会館中ホールで新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として例年よりも規模を縮小して開催され、隠岐4か町村の出席者割当が13名と少数で当委員会からは委員長1名の出席となりました。

式典は、和田内閣府政務官ほか5名の国会議員を含む招待者約175名、一般参加者45名で開催されました。

主催者の島根県知事、県議会議長、来賓挨拶、竹島領土権確立隠岐期成同盟会池田会長の熱い思いの挨拶や功労者に対する感謝状贈呈の後、竹島領土権の早期確立を求める特別決議(案)が上程され、満場一致で「採択」されました。

その後、佐々木 茂氏による「竹島を心に刻む」、下條 正男氏の「竹島問題の克服」と題しての講演会の後、参加人数を大幅に減らしての式典ではありましたが、例年と変わらぬ一日も早い竹島返還実現を目指す全員の願いがこもった式典が盛況のうちに閉会となりました。

次に、対策室から提案のあった数件について協議いたしましたので報告いたします。

1. 加茂地区にある「ビャクシン」移植診断結果についてですが、約110年前に隠岐島民が鬱陵島から持ち帰った樹木を啓発の目的で記念館等へ移植が可能か樹木医会で調査・検討していましたが、移植は困難との判定が出ましたので、今後は樹木を伐採し記念品等に商品化して活用したいとの説明がありました。

2. 「竹島のゆかりの地バスツアー」については、来る3月21日に講師に船杉 力修隠岐の島町竹島調査特別顧問に解説していただきながら、竹島のゆかりの地を巡る事業説明がありました。

3. 「竹島距離表示看板の設置」は対策室から設置場所について、海が見える場所を目的に区と相談しながら場所を決定したとの報告がありましたが、委員からほかに良い場所があるとの意見もありました。冬になると強い風の吹く地区でもあり、よく検討して決めるよう指示をしました。



4. 「竹島歴史館」入館者数はコロナの影響で大幅な減となったが、一日も早く収束し多数の来館者が訪れる事を期待いたします。

その他といたしまして、竹島対策隠岐圏域議員連盟、これは隠岐4町村議員の連盟であります。主催により3月25日(木)知夫村役場会議室において、講師に常角 敏氏をお迎えし、知夫村民の方々に竹島領土問題の理解を深めていただくため、「竹島の事実と展望」と題して学習会が開催されるとの報告がありました。大変有意義な学習会になると思いますので、今後、ほかの町村においても順次開催されることを望みます。

以上で、竹島対策特別委員会「最終報告」といたしますが、新体制になって改めて「竹島特別委員会」が出来るとは思います。本町の正面に書いてありますように「竹島は日本固有の領土」という思いを胸に頑張って、一日も早く日本に返還されることを祈念いたしまして、委員長報告といたします。

#### ○議長（米澤 壽重）

以上で、「委員長報告」を終わります。

#### 日 程 第 2. 討 論

これより「討論」を行います。

町長提出議案の議第7号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」から同意第1号「隠岐の島町監査委員の選任同意について」までの40議案並びに、本日の議事日程第1で行いました各委員長報告を一括して討論に付します。

討論は、ありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

#### 日 程 第 3. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

まず、はじめに議第7号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」から議第22号「隠岐の島町へき地診療事業基金条例を廃止する条例」までの16件を、一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、常任委員長のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第7号から議第22号までの16件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第23号「隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について」から議第25号「町道路線の認定、変更及び廃止について」までの3件を、一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第23号から議第25号までの3件は、委員長報告とおり「可決」されました。

次に、議第26号「工事請負変更契約の締結について〔島後清掃センターごみ受入設備建築工事〕」から議第28号「工事請負変更契約の締結について〔あいらんどパークホテル屋根・外壁他改修工事〕」までの3件、及び議第42号「物品購入変更契約の締結について〔学習者用タブレット端末購入〕」の計4件について、一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第26号から議第28号までの3件、及び議第42号の計4件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第29号「令和3年度隠岐の島町一般会計予算」について採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第29号は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第30号「令和3年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」から、議第41号「令和3年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの12件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第30号から議第41号までの12件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、諮問第1号から諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の3件を採決します。

本案は、お手元に配付しました意見のとおり「答申」することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、諮問第1号から諮問第3号までの3件は、お手元に配付しました意見のとおり「答申」することに決定いたしました。

次に、同意第1号「隠岐の島町監査委員の選任同意について」を採決します。

ここで、嶽野監査委員の「退室」を求めます。

( 嶽野監査委員 退 室 )

本案を原案とおおり「同意」することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、同意第1号は原案のとおり「同意」することに決定いたしました。

ここで、嶽野監査委員の「入室」を許可します。

( 嶽野監査委員 入 室 )

嶽野監査委員に報告をします。

ただ今の同意第1号「隠岐の島町監査委員の選任同意について」は、同意することに決定いたしましたので、ご報告いたします。

次に、継続審査としておりました要望第1号「産業廃棄物処理施設整備事業の財政支援について」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「趣旨採択」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、要望第1号は、委員長報告のとおり「趣旨採択」とすることに決定いたしました。

以上で、「採決」を終わります。

#### **日 程 第 4. 議員提出議案の上程及び審議**

本日、お手元に配付のとおり、発委第1号「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例」が提出されました。

本案は、隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定による、委員会提案の要件を満たしていますので直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました発委第1号「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

15番：池田 信博 議会運営委員長

#### **○15番（池田 信博）**

隠岐の島町議会議長 米澤 壽重 様

提出者 議会運営委員会委員長 池田 信博

発委第1号「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例」

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。提案理由の説明をいたします。

令和3年第1回隠岐の島町議会定例会に上程された「隠岐の島町行政組織条例（平成18年条例第1号）の一部を改正する条例」に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じた。

内容及び施行日時は、別紙のとおりであります。

#### **○議長（米澤 壽重）**

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

これより、「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

討論はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、発委第1号は、原案のとおり「可決」されました。

以上で、「議員提出議案の上程と審議」を終わります。

## 日 程 第 5. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」の件を議題とします。

各常任委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査及び調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」を終わります。

## 日 程 第 6. 議員派遣の件

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣をおこないたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、議員を派遣することに決定しました。

以上で、「議員派遣の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は継続審査・調査となった案件を除き、全て議了いたしました。

会議を閉じます

これをもって、令和3年第1回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

( 閉 会 宣 告      1 1 時 0 4 分 )

以 下 余 白